

令和2年 第10回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和2年6月1日（月）
開会 午前9時00分 閉会 午前10時15分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習理事 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課課長補佐 吉岡祥嗣
- 6 議 事
 - (1) 議案第36号 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (2) 議案第37号 京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (3) 議案第38号 京丹後市指定文化財の指定の解除に係る諮問について
 - (4) 議案第39号 京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について
 - (5) 報告第10号 京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について
 - (6) 報告第11号 京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について
 - (7) 報告第12号 公文書非公開決定に係る審査請求について

【追加議案 議案第40号、議案第41号】

 - (8) 議案第40号 京丹後市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
 - (9) 議案第41号 令和2年度京丹後市小町ろまん全国短歌大会の開催に係る後援について
- 7 その他
 - (1) 諸報告
 - ① 「共催」・「後援」に係る5月期承認について
 - (2) 各課報告
 - ① 6月学校行事予定について
 - ② 6月保育所・こども園行事予定について

③その他

8 会 議 録 別添のとおり (全18頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和2年6月22日

教 育 長 吉岡 喜代和

署 名 委 員 田村 浩章

- 〔招 集 者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和
- 〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 〔説 明 者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 田辺健二 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 溝口容子 学校教育課長 小坂貴寛
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 〔書 記〕 教育総務課長補佐 吉岡祥嗣

〈吉岡教育長〉

皆さん、おはようございます。

ただいまから「令和2年 第10回京丹後市教育委員会定例会」を開会いたします。

先月は19日、20日に、中山市長就任後の臨時議会が開催され、新型コロナウイルス感染症対策関係の補正予算が可決し、取組みが強化されています。小中学校は21日から再開し、21日、22日は午前中の授業、翌週の25日からは終日の授業とし、中学校は今日から部活も再開をします。長期間の休業であったため、生活面、学習面とも、子どもたちに様々な影響が出ていると思いますし、学校行事もほとんどが2学期以降に延期としています。また、中体連の全国大会、府下大会も中止となり、特に3年生にとっては残念なこととなりましたので、何とか丹後ブロックの夏季大会が開催できるよう、中体連で準備を行っていただいているところです。

学習面でも授業時間数の確保のため、夏休みの期間を縮小することとし、本日の定例会で関係する規則の一部改正を提案させていただくこととしています。また、休業中の在宅学習のためのオンライン授業が大きく取り上げられていますが、本市においてもその環境整備のため、国の補助金等も活用し、児童生徒1人1台のタブレットを早急に整備したく、準備を進めているところですが、これにつきましても、機器等を購入したらできるものではないため、活用ができるようになるには多くの課題を整理する必要があります。

また、生涯学習の面では、30日から公民館等の社会教育施設と、学校施設の社会教育への開放について、感染症対策を行いながら再開をしています。

国においては、第2波、第3波が来ることも予測されていますが、そのようなことがないことを願う一方、もし起きてしまったら、影響を最小限に抑えることができるよう、今までの取組みを踏まえ、対応をしていくことが必要だというふうに考えています。

進めてきました学校再配置計画については、本年度をもって終了します。今後も小規模化が進む学校があるため、学校運営を考えた場合、更なる再配置を検討する必要があると考え

ており、事務局では再配置の検証を行うため、先週から市民局単位に再配置をした学校の地元の区長、PTA会長等に聞き取りを行うため、会議を行っています。一通り会議が終わりましたら、事務局でまとめを行い、教育委員さんに御意見をいただく場を持ちたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

本日は、「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」をはじめ、3議案に追加議案を2件、報告議案3件の審議を予定しています。

また、会議後は網野こども園の視察を予定していますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

それでは、令和2年第9回教育委員会（5月定例会）開催後の諸会議、行事等を中心に、教育長報告をさせていただきます。

【教育長活動報告】

<吉岡教育長>

以上です。御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

本日の会議録署名委員の指名をいたします。

田村委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

議案第36号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第36号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明させていただきます。

この改正は、市が条例で定めている家庭的保育事業等及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、国の基準を参酌して定めていますが、厚生労働省の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」、内閣府の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の施行に伴い、省令、内閣府令との整合性を図るため、所要の改正を行うものです。

まず、改正内容に入るまでに事業名がいろいろと出てきていますので、簡単に事業の説明をさせていただきたいと思います。

まず、説明補足資料をご覧ください。

事業名にあります家庭的保育事業等とは、原則3歳未満の乳幼児に保育の提供を行う事業を表しています。家庭的保育者の居宅、その他の場所で行う家庭的保育事業、6人以上19人以下の保育施設で行う小規模保育事業、乳幼児の居宅で行う居宅訪問型保育事業、従業員の子どもを保育する施設で、地域の乳幼児を受け入れて行う事業所内保育事業の4種類が、家庭的保育事業というものにはあります。

また、特定教育・保育施設とは、市町村が認めた「教育・保育施設」、保育所・幼稚園・認定こども園などがこれに当たります。

特定地域型保育事業とは、市町村が認めた地域型保育事業のことで、具体的には、先ほど説明した家庭的保育事業等と同じ事業のことを指します。

この特定という言葉が付くと、市町村が認めた事業というふうに考えていただいたら結構かと思います。

それでは内容の説明をしたいと思いますので、「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の新旧対照表をご覧ください。

第7条の4項、5項は、市町村の調整等により卒園後引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保を不要とすべきという国の子ども・子育て会議で提言がなされたことを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に認可基準として定められている連携施設の要件について、この連携施設を不要とするということを第1号として加えています。

次に、第38条の第4号は、保護者の疾患や障害等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施について、現行の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第4号により現在でも可能ではありますが、当該乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化するために、文言の追加を見直ししています。

次に、「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の新旧対照表をご覧ください。

第42条の第4項及び第5項の見直しも先ほど説明した連携施設を不要とすると同じ内容の文言を追加しているものです。

いずれも、附則で、施行期日は公布の日からとしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第36号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<田村委員>

まず、家庭的保育事業のそれぞれの保育者の方の居宅での保育というのは、本市においては何か所ぐらいあるのでしょうか。また、それぞれ1人で見ておられるのでしょうか。

<服部子ども未来課長>

本市においては、この家庭的保育事業者というのは1件もありません。

<久下委員>

説明補足資料で、②小規模保育事業というのがありますね、6人以上19人以下というのがありますか。

<服部子ども未来課長>

利用定員を6人以上19人以下というふうに定めている施設ということになりますので、この施設についてもありません。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第36号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第37号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第37号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

この改正は、市で行っている放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めている条例が、国の基準を参酌して定められているため、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が施行され、放課後児童支援員の対象に「中核市の長が行う研修を修了したもの」が加えられたことに伴い、省令との整合を図るため、改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

第11条の第3項にその文言の追加をしています。

附則で、施行期日は公布の日からとしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第37号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<安達委員>

このことで研修を、遠くまで行かなくても近くで受けられるということになると思うのですが、そのことで研修の機会は今までより多くなるというふうに考えたらいいのですか。それとも、あるけれども回数としてはそんなに増えないということですか。

<服部子ども未来課長>

今回の改正は、あくまで中核市で実施する研修ということになりますので、中核市となると京都府内にはもちろんありませんし、大阪府内など少し遠いところになります。ですので、例えばそちらで研修を受けられた方がこちらに来られて、事業に携わっていただくときには、有効かというふうに思いますので、改めて研修を受けるときに拡大されたということでは、この地域としては考えていません。

<安達委員>

今大変利用する子どもたちが多くなって、指導というか保育になるのですが、ある程度の知識が豊富な方が指導できることに越したことはないとか、子どもが過ごす時間が大変多くなっていますので、そういう面では研修の機会をできるだけ設けてあげてほしいなという思いがありますので、よろしくお願いします。

<服部子ども未来課長>

今、放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業の指導員については、京都府が研修を実施してまして、近隣では福知山市ですとか、そういったところで研修を実施していますので、そちらのほうで受けていただいているという状況です。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第37号「京丹後市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、原案どおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

次に、議案第38号「京丹後市指定文化財の指定の解除に係る諮問について」を議題とし

ます。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第38号「京丹後市指定文化財の指定の解除に係る諮問について」説明をさせていただきます。

市の指定文化財である「京極家墓所」が令和2年3月27日付で京都府指定史跡「峯山藩主京極家墓所」に指定されました。京丹後市文化財保護条例の第4条に「指定の解除」として、「教育委員会は、指定文化財が国または京都府の指定文化財となったときは、その指定を解除することができる。」と定められており、また、第9条に「文化財保護審議会は教育委員会の諮問に応じ、指定文化財の指定の解除に関する事項に関する調査及び審議を行い、その結果を答申する。」とされています。

このため市指定文化財「京極家墓所」の指定の解除に係る諮問を行うものです。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第38号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<久下委員>

今回京都府の史跡に指定されたということですが、これは京丹後市のほうから依頼をするとか、何か働きかけがあってこういうふうになったのか、一方的に府のほうからのことですか。

<新谷文化財保護課長>

これまでの経過を申し上げますと、これまでは京都府の暫定登録文化財に暫定登録されてきました。京極家墓所は4、5年前の台風の災害で土砂崩れが起きていて、復旧にいろいろと御苦労されておられるというようなことがありました。復旧のためにお手伝いさせていただきたいというようなこともありました。暫定登録文化財への登録について京都府にも相談させていただいてきました。その後、より保護の手が差し伸べられるようにということで、更に上の指定にならないだろうかという相談はさせていただいていました。最終的には京都府が指定の価値があると判断して、今回、京都府の指定になったという経過があります。

<安達委員>

台風で災害に遭ったということですが、現在はどのような管理がされているのか。それと、個人の持ち物だと書いてあるのですが、その方は市の方へ何とかしてほしいとか、寄附したいという思いがあるのか、そのところはどうかですか。

〈新谷文化財保護課長〉

今安達委員さんからありましたように、持っておられるのが現在の御当主です。現在の御当主は東京にお住まいで、年に何回かこちらに来られますので、その折にいろいろと御相談させていただいています。現在のところ市への寄附といった御意向はお聞きしたことはなく、管理については、もとの峯山藩の家臣の御子孫が作っておられる団体が管理をされておられるということで、これが明治時代から続いています。そういった状況で進めさせていただいています。

〈安達委員〉

そしたら、自由に見に行くということは可能ですか。何か管理がしてあって、そこからは入れないみたいなことになっていませんか。昔は自由にあそこで遊び回って、奥のほうにずっと参道があって、門があって、イチョウの木があって、とても神秘的な場所で、よく子どもころ行った記憶があるのですが、今はどのような感じですか。

〈新谷文化財保護課長〉

今もそれは変わっていません。門は扉が閉まっているときはありますが、別に鍵がかかっているわけではないので開けて中に入って自由にご覧いただくことは可能です。

〈安達委員〉

きっと知らない方がたくさんおられると思うので、藩主の墓だということでもとても貴重なものだと思いますので、こういうものがあるということを市民の方にもお知らせして、上手く保存ができて、これからもずっと続いていくことを望みますので、よろしくお願いします。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りをいたします。

議案第38号「京丹後市指定文化財の指定の解除に係る諮問について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認といたします。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第39号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第39号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症対策として京丹後市立学校の臨時休業を、令和2年3月3日から3月24日までの間、また京都府に緊急事態宣言が発出され、再び4月21日から5月20日まで延長したため、年間必要とする授業時間・授業日数の確保が難しくなりました。その対策として、令和2年度限りで夏季休業を短縮し、回復措置を図るため、新たに附則に1項追加し、特例規定によって、本則の規定（第3条第1項第4号）を読み替え、夏季休業日の変更を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

附則の4として、今申し上げました夏休み期間の変更について加えています。

なお、附則で、施行期日を令和2年6月1日としています。

以上よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

議案第39号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

〈野木委員〉

この特例処置ということでの規則の改定というのは、その都度改定して、こういうふう提案されることが、今までありましたか。

〈横島教育次長〉

基本的に本条の部分を変えると、また変えたときに元に戻さなければならないことということで、直近では、平成16年の台風23号来襲による休業日の特例というのは前にありますが、その時に同じような処置をさせていただいています。

〈野木委員〉

そうすると、次年度通常に戻った場合は、別にこれは特例ということなので、そのままの状況でいくということですね。

〈横島教育次長〉

はい。今おっしゃったとおり、これは特例ですのでこのまま残りますけども、来年度は本則のほうの適用を受けるという形になります。

〈野木委員〉

そうでしたら、1学期が特例として随分休業になりました。そういった場合はこういった改定といいますか、そういうものは必要ないのでしょうか。1学期の括りというのは、1学期に何日とか何時間しなければいけないとかそういう決まりはありませんでしたか。

〈小石原総括指導主事〉

管理運営規則の中に、1学期については7月31日までとするという本条がありますので、今回それについては変更ありません。括りとしては7月31日までということになります。2学期は8月1日から12月31日までという括りで、それも変更していませんので、その部分についての変更は必要ないということになっています。

〈野木委員〉

わかりました。休業するという文言に関しては、そういうものは必要ないということですね。

〈小石原総括指導主事〉

はい。括りとしては7月31日で切れるのですが、休業が1学期から2学期にまたがっていた部分が、今回縮小によって2学期部分の8月1日から8月16日までということですので、学期の切りといいますか、そここのところの変更はありません。附則の部分だけで結構ということです。

〈野木委員〉

了解です。

〈久下委員〉

今回、夏季休業についての短縮ということが出ているわけですが、それで十分な回復はできないと思えるのです。様々な事情で今後どうなるかわからない中で、本日はこれを出してもらって、また状況が変われば、例えば冬季休業や年度末の休業などにも関係してくることもあるのでしょうか。

〈小石原総括指導主事〉

今回につきましては、4月21日から5月20日まで18日間のマイナスということに対する措置ということで、夏季休業を7月22日から7月31日まで、8月17日から8月26日まで、合わせて15日分をプラスするということで、差引き3日間のマイナスにはなるのですが、年間の総日数が203日ということで、例年、だいたい200日から203日という日数になりますので、今回の4月から5月の長い臨時休業の分を差し引いても年間の時数は十分確保できるということで、こういうふうにさせていただいています。

ただ、久下委員がおっしゃいますように、今後の状況によっては、また検討しなければならないことになるというふうには思っています。以上です。

〈田村委員〉

コロナでマイナスの分を、夏休みを短くして、これで補っていけるというお話ですが、各小学校の行事については、運動会は平日の午前中だけで終わらせるとか、マラソン大会はないですよとか、遠足やその他行事には影響が出ていると思うのです。この日数を回復することによって予定どおりというのは無理なのでしょうか。

〈小石原総括指導主事〉

各学校行事については、それぞれの学校ごとに決めるものではあります。国からの指針の中に、長い時間にわたって密接、密集になるような学校行事は現在のところ中止というか延期をするようにという指示が出ています。その関係でほぼ1学期間においては、運動会や学習発表会、中学校の合唱祭等については無理だろうということで、2学期に延期をするというようなりあえずの処置としています。

ただ、2学期は2学期で行事がありますので、行事と行事の間が短くなったり、実施が無理だということになれば学校の判断で中止になることも当然あり得ると思っています。

〈田村委員〉

わかりました。諸事情があると思いますけれども、今年の子たちは本当にかわいそうな思いをしていると思います。そういうことを楽しみにしている子もいますし、もちろん事情はわかりますが、何とかできる範囲で叶えてあげられるようお願いをしたいと思います。

〈安達委員〉

3密になると思うのできつと無理だと思いますが、確認をさせてください。プールの指導は、ほかのところでは中止ということが出ているのですが、京丹後市においてもプール活動は中止の方向で考えておられますか。

〈小石原総括指導主事〉

本市において、可能かどうかということを検討して、実施する方向でも随分考えたのですが、3密のことは何とかクリアできそうなのですが、今年は定期健康診断が実施できていません。法令上でしたら6月30日までにしなければならないのですが、医師会との話し合いの中で府全体で健康診断ができていません。

健康診断につきましては法令上の大きな根拠はないのですが、国が定めています水泳指導の手引きの中に、定期健康診断を基にしてと、子どもたちの健康状態をしっかりと把握した上でということが重要視されていますので、そういったことから本年度は健康診断ができていないという状況ですので、断念せざるを得ないと考えています。

〈田村委員〉

予定表にプール掃除、プール開きとありましたよ。

〈吉岡教育長〉

通知が間に合っていないのです。これから通知します。

〈久下委員〉

健康診断はまだ全然動いていないのですか。

〈田村委員〉

2学期ですよ。

<小石原総括指導主事>

健康診断は2学期以降、年度内にするよう国からも通知が出ています。プールの指導については、校長先生にはお伝えしました。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第39号「京丹後市立学校管理運営規則の一部改正について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認といたします。

<吉岡教育長>

次に、議案の順番を入れ替えさせていただきます。追加議案の第40号、第41号を先に行いますのでよろしくお願いいたします。

それではまず、会議の非公開についてお諮りをいたします。

議案第40号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第1号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、議案第40号については非公開といたします。

(非公開部分省略 議案第40号について同意)

<吉岡教育長>

これより会議を公開とします。

<吉岡教育長>

次に、議案第41号「令和2年度京丹後市小町ろまん全国短歌大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第41号「令和2年度京丹後市小町ろまん全国短歌大会の開催に係る後援について」を説明させていただきます。

この事業の目的ですが、京丹後市は、平安時代の歌人、小野小町が生涯を終えた地として伝えられていることから、小町にちなみ、全国の学生から高齢者まで幅広い年齢層の参加により、短歌を募集し、短歌大会を開催することにより、日本の伝統文学である短歌への理解を深め、文化の香り高いまちづくりを進めることを目的とし、実施されるものです。

事業内容は、全国から短歌の募集を行うとともに、記念講演、表彰等を行う短歌大会の開催、また、関連事業として、令和の和の集いを開催する予定となっています。

開催日は、短歌大会は令和2年11月28日（土曜日）、会場はアグリセンター大宮、令和の和の集いは令和2年10月18日（日曜日）、会場は大宮町小町公園、参加予定は、短歌の募集が3,500首、短歌大会は120人を見込んでおり、短歌大会の入場は無料となっています。

主催は京丹後市短歌協会、後援予定は、京丹後市教育委員会の他、京丹後市、京都府などで、申請者は京丹後市短歌協会会長、麻田清子氏です。

なお、本事業は、昨年度までは京丹後市及び京丹後市教育委員会が主催者の一員に加わっていましたが、本年度から、京丹後市短歌協会の主催事業として位置づけられ、後援という形で、新規に取り扱うものとなります。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

議案第41号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りをいたします。

議案第41号「令和2年度京丹後市小町ろまん全国短歌大会の開催に係る後援について」につきまして、承認に御異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認いたします。

<吉岡教育長>

次に、報告議案に戻ります。報告第10号「京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第10号「京丹後市学校給食献立作成委員会委員の委嘱について」説明させていただきます。

京丹後市学校給食献立作成委員会は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、学校給食の献立その他の学校給食の内容について、必要な事項を協議するために設置をしています。

設置要綱の第3条の規定に基づき、令和2年4月1日付で、別紙一覧のとおり委員を委嘱しましたので、報告をさせていただきます。

任期は、令和3年3月31日までとしています。

人事案件であるため、事前に審議いただくべきものですが、関係機関からの推薦により委嘱、任命を行っていますので、今定例会の報告とさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

<吉岡教育長>

報告第10号を説明させていただきました。

御質問、御意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、報告第11号「京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

<横島教育次長>

報告第11号「京丹後市教育支援委員会委員の委嘱について」説明させていただきます。
障害のある児童等に対し、発達や障害の実態に応じた就学及び教育的支援に関する調査等を行うため、京丹後市教育支援委員会を設置しています。今回、この規則の第3条の規定に基づき、令和2年4月1日付で、別紙一覧のとおり委員を委嘱しましたので、報告をさせていただきます。

任期は、令和3年3月31日までとしています。

人事案件であるため、事前に審議いただくべきものですが、例年、関係機関からの推薦により委嘱を行っていますので、今定例会の報告とさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

<吉岡教育長>

報告第11号を説明させていただきました。
御質問、御意見等がございましたらお願いたします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

次に、会議の非公開についてお諮りをいたします。
報告第12号は京丹後市教育委員会会議規則第16条第1項第3号の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

<全委員>

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしということで全員の賛同を得ましたので、報告第12号については非公開といたします。

(非公開部分省略 報告第12号について承認)

〈吉岡教育長〉

これより会議を公開とします。

〈吉岡教育長〉

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

続いて4のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

(1) 諸報告

〈横島教育次長〉

① 「共催」・「後援」に係る5月期承認について

(2) 各課報告

〈学校教育課・子ども未来課〉

① 6月学校行事予定について

② 6月保育所・こども園行事予定について

③ その他

〈吉岡教育長〉

全体を通して、何か御質問等がありましたらお願いいたします。

〈吉岡教育長〉

以上で第10回京丹後市教育委員会定例会を閉会いたします。御苦勞様でした。

<閉会 午前10時15分>

[6月臨時会 令和2年6月19日(金) 午前11時00分から]

[7月定例会 令和2年7月 8日(水) 午前10時00分から]